官　告

官庁事項

労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づく東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針に関する公示

健康保持増進のための指針公示第６号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第70条の２第１項の規定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

平成27年８月31日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　名称　東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針の一部を改正する指針

２　趣旨　本指針は、労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づき、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第５号（平成23年10月11日）として公表した東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針について、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第134号）の施行に伴い、その一部の改正を行うものである。

３　適用日　平成28年４月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

労働安全衛生法第60条の２第２項の規定に基づく教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関する公示

安全衛生教育指針公示第５号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の２第２項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針を次のとおり公表する。

平成27年８月31日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

１　名称　危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針

２　趣旨　労働安全衛生法第60条の２第２項の規定に基づき、安全衛生教育指針公示第１号（平成元年５月22日）として公表した危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の別表に特例緊急作業（電離放射線障害防止規則第７条の２第３項の作業）従事者安全衛生教育のカリキュラムを追加するものである。

３　適用日　平成28年４月１日

４　内容の閲覧　内容は、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課及び都道府県労働局労働基準部健康主務課において閲覧に供する。

決　算

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成27年度の平成27年６月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成27年８月31日　　財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	54,525,000,000	201,541,840	—	201,541,840	△54,323,458,159	0.3
租税	53,498,000,000	52,385,292	—	52,385,292	△53,445,614,707	0.0
所得税	16,442,000,000	—	—	—	△16,442,000,000	—
法人税	10,990,000,000	—	—	—	△10,990,000,000	—
相続税	1,761,000,000	8,814,226	—	8,814,226	△1,752,185,773	0.5
消費税	17,112,000,000	—	—	—	△17,112,000,000	—
酒税	1,308,000,000	4,416,644	—	4,416,644	△1,303,583,355	0.3
たばこ税	906,000,000	71,995	—	71,995	△905,928,004	0.0
揮発油税	2,466,000,000	27,441	—	27,441	△2,465,972,558	0.0
石油ガス税	10,000,000	216	—	216	△9,999,783	0.0
航空機燃料税	51,000,000	11	—	11	△50,999,988	0.0
石油石炭税	628,000,000	—	—	—	△628,000,000	—
電源開発促進税	323,000,000	—	—	—	△323,000,000	—
自動車重量税	374,000,000	—	—	—	△374,000,000	—
関税	1,117,000,000	38,215,991	—	38,215,991	△1,078,784,008	3.4
とん税	10,000,000	838,744	—	838,744	△9,161,255	8.3
旧税	—	20	—	20	20	—
印紙収入						
印紙収入	1,027,000,000	149,156,547	—	149,156,547	△877,843,452	14.5
官業益金及官業収入						
官業収入	43,936,324	2,609,952	6,684,529	9,294,482	△34,641,841	21.1
政府資産整理収入	288,679,266	10,105,077	8,642,795	18,747,873	△269,931,392	6.4
国有財産処分収入	120,051,712	3,937,536	4,537,284	8,474,820	△111,576,891	7.0
回収金等収入	168,627,554	6,167,541	4,105,511	10,273,053	△158,354,500	6.0
雑収入	4,619,147,693	203,455,220	286,550,315	490,005,535	△4,129,142,157	10.6
国有財産利用収入	68,469,556	3,576,985	14,375,600	17,952,586	△50,516,969	26.2
納付金	1,156,953,103	39,071,310	50,433,782	89,505,092	△1,067,448,010	7.7
諸収入	3,393,725,034	160,806,924	221,740,931	382,547,856	△3,011,177,177	11.2
公債金						
公債金	36,863,000,000	7,506,520,644	8,298,499,685	15,805,020,330	△21,057,979,669	42.8
前年度剰余金受入						
前年度剰余金受入	2,187,687	—	—	—	△2,187,687	—
合計	96,341,950,970	7,924,232,735	8,600,377,326	16,524,610,062	△79,817,340,907	17.1